

「令和6年度高知県犯罪被害者等支援推進会議」

開催日時： 令和6年9月12日（木）10：00～12：00

場 所： 高知県立人権啓発センター 6階ホール

委員氏名： 大城由美、八田章光、岡上裕、中島香織、井奥和男、古谷純代、安田博人、津野桃代、笹岡貴文

議 題： 次第参照

---

---

## 1 開会

事務局の紹介

## 2 議題

### （1）会長の選出

井奥委員を会長に選出。会長が議事録署名人2名を指名。

### （2）「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

#### 事務局（県民生活課）

資料3-1「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況（犯罪被害者支援に特化した取組）についてを説明。

#### 委員

8ページの「令和5年度の成果・課題」についての質問だが、課題に犯罪被害者に関する人権課題を取り扱うことの難しさを感じている学校が多いとあるが、具体的に教えていただきたい。

#### 事務局（教育委員会）

難しさを感じているというのは、教職員にとっての意識で、教育委員会としては本来ならしなければならないことと捉えている。昨年度、個別の人権課題に関するアンケートを実施し、学校の中でどれだけ人権教育が行われているかを調査したところ、「犯罪被害者」については、なかなか題材として扱いつらいという教職員の声が多かった。犯罪被害者等による講演会等で聴講するのとは違い、日々の人権の課題として教科等に活かすということがなかなか難しい。

実際に学校の中に犯罪被害に遭われた児童や、交通事故や不慮の事故等でご家族を失い、

いまだに苦しんでる児童もいる中で、この課題について扱うのは難しいといった教員の声が少数ある。日頃の教科等と結び付けづらいという趣旨で、講演や校内研修等は実施している。

## 委員

承知した。

## 委員

犯罪被害に遭われた方が休業を余儀なくされることがあり、高知県として事業者へ広報周知をしていると資料に記載されていたが、この推進会議が開催された当初の令和3年度からこの話はずっと出ていた。厚生労働省のホームページには、企業側が就業規則の中に犯罪被害者のための休暇制度を導入すると、犯罪被害に遭われた方が必要な際に休暇を取得することができる」と掲載されていた。今年中にとは言わないが、県内で1社でも休暇制度を導入してくれる企業ができるよう、関係機関と調整しながら取り組んでほしい。1社でもそういった企業があればその他の動きも変わってくるのではないかと感じた。

資料3-1の冒頭で県内の犯罪被害全般の相談状況の件数等の説明があったが、相談対応をしているうち被害者支援センターの相談員等の人材育成が十分できておらず苦慮している。養成講座の受講者数は毎年ある一定いるものの、講座修了後にセンターの支援員として登録される人員は毎年1~2名程度。二次被害を与えない対応ができるようになるには、一定の経験が必要であるため、「犯罪被害相談員」に認定されるには3~4年以上かかるのが現状であるにも関わらず、現在のセンターの賃金体系ではますます厳しい。過去にも講座修了した方に、給与や休暇等の労働条件や検察や警察への付き添い等の直接支援は、19時~21時頃までかかることがあるといった具体的な業務内容を説明すると辞退されたケースがあった。

特に性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは活動時間や拘束される時間が非常に長い。資料の3ページにメール等の相談受理件数の記載があるが、これは既にセンターが支援を開始している被害者の方に対してSMSを利用して対応している件数であるが、勤務時間外の対応も多い。相談員は有償ボランティアとして募集をしているが、活動内容はボランティアの域を超えていると全国的にも声が上がっている。6年度からは支援員の報償費の改善もしているが、今後もセンターが被害者の方を支援できる体制を維持できるよう、ご協力をお願いしたい。

また、先述した休暇制度やセンターの活動内容について、県民に向けた広報運動も必要だと考えている。

## 事務局

まず、1つ目の企業側に休暇制度を設けることへの働きかけについては、現在、高知労働局と連携して、犯罪被害に遭われた方の状況や二次被害の防止等についての広報・周知をしているが、今後、狙いを絞った形で企業側に働きかけていくことも検討したい。

2つ目のセンターの体制については、県からの委託事業における相談員、支援員の処遇改善は一定している。今後も最低賃金が上がってきている状況等踏まえて検討していきたい。県民運動については、どのようなことができるのか、探っていきたい。

## 委員

休暇の件だが、犯罪被害者等のための特別休暇というのは労働基準法等で定める義務の範囲を上回る休暇制度のため、各企業側が自主的に社内でルールを決めることとなり、労働局として制度周知を図り、取組みの推進を支援している。

現在、労働局の働き方・休み方改善のコンサルタントが、休暇取得や労働時間削減という視点で各企業を訪問して、特別の休暇制度の導入について説明を行っているが、それぞれの企業が様々な課題を抱えているので、制度導入が進んでいない状況と認識している。

## 会長

全国的にも事例があまりないし、企業側の負担が発生することなのでなかなかすぐにはいかないかもしれないが、委員からも提案があったので、事務局の方でも検討してもらいたい。商工会議所はどうか。

## 委員

労働者がそういう状況に陥った場合、辞職が本人から出ない限りは雇用期間を継続したいのが企業側の考え。今、様々な面で労働力不足と言われている中、優秀な人材になればなるほど手放したくない、その労働者を守りたいというのが企業側の考え。労働者には休暇取得が認められているので、労働者と事業者の話し合いの上で、どの程度休暇を取得できるのか決めていければよいと思う。県内でもまれなケースであり、事業者の理解度も非常に進んでいるので、何らかの方法で働きかけすればさらに理解が進むのではないかと思う。

## 会長

事務局は、両委員からの意見を踏まえて国への提言活動等、何らかの働きかけを検討していただきたい。

## 委員

資料3 ページに性暴力被害者サポートセンターにおける「メール等」の相談受理件数の記載があるが、今の時代にしてはメールの割合が非常に少ないと思った。若者はメールで様々なやり取りをする機会が多いと思うので、ひょっとすると相談の窓口としてうまく機能できていないのではないかという気がする。現在の相談窓口における主要な相談ツールは電話であるという考え方があるようだがそのあたりはいかがか。

## 委員

基本的には電話が主要な相談ツールである。前回の会議でも話したが、現在のセンターは SNS での広報やメール等での相談受付ができる体制ではないのが現状。

## 委員

メール等で対応するにはスキルが要るので、相談体制を整えないと難しいと思う。どうすればもう少し気軽に相談できる窓口になるかという観点で、何か検討する必要があると思った。

先ほど事務局（教育委員会）から説明があった資料の8ページの人権教育のなかで取り扱う難しさがあるという課題について1点意見がある。犯罪被害者支援という話で人権教育を学校で取り扱うのは相当難しい気がするが、学校で起こっているいじめを題材にして人権教育をするのは、学校でやるべきテーマのような気がするがいかがか。

## 事務局（教育委員会）

おっしゃるとおりで、いじめについては、子どもの人権という点でしっかり教育現場で指導している。学校では被害者を守り、いじめは絶対にしてはいけないと子どもたちに伝え、加害者は更正のためにしっかり指導していくということを学校の中で取り組んでいる。「犯罪被害者」となると扱いづらいと書かせていただいたが、いじめと捉えた場合はしっかりやっていくものだと考えている。

## 委員

教員への人権教育に関する調査方法は選択式となっている。いじめについては必ず各学校で取り組んでおり、その中で犯罪に遭った人の苦しみやそれに対する支援についてはかなり内容に含まれていると思う。

「犯罪被害者」となると学校にとって難しさを感じるかもしれないが、学校現場ではいろいろ広範囲に人権教育を実施していると感じている。

また先ほど委員からの発言でもあったが支援者の育成という点で1点よろしいか。

高知県臨床心理士会の会員にもこうち被害者支援センターの養成講座を受講している会員がいる。先ほどの実態についての説明をお聞きすると、非常に重要で大変な内容にもかかわらず、労働条件的にはなかなか厳しいということが分かった。他の職業と比較しても仕事の重さに対しての報酬が高いとはどうしても思えないので、その辺りが安定しない限り、やる気持ちがあったとしても、こうち被害者支援センターに従事するのはハードルが高いと思うので、待遇の改善というのは大変重要な視点ではないかという感想を持った。

## 事務局

処遇については、引き続き実情を把握して適切な対応ができるように勉強していきたい。

先ほど委員からメール相談に関してのご意見があったが、内閣府が運営している性暴力に関する SNS 相談 Cure Time（キュアタイム）というツールがある。毎日 17 時から 21 時までチャットで相談できる仕組みで、これについての広報も強化していきたいと考えている。

現在のこうち被害者センターの体制では、メール相談や SNS 相談での対応は厳しく、支援者の体制やスキルの問題等があるので、今後、各自治体においても SNS 相談体制を整備していくようにということが国から要請されれば、できるだけ検討していきたい。

## 会長

どういう相談体制を整備すれば被害者にとって相談しやすいのか等、センターと更に相談しながらレベルアップを検討していただきたいと思う。

## 委員

8 ページで広報啓発として小学生向けのカードの作成や、中高生向けに化粧室のステッカーを掲示する等の説明があったがすごくいいと思う。文部科学省は被害者にも加害者にもならないように、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進している。被害に遭う子どもが多いので、そのような学校教育とこれらの広報が結び付いていくと子どもたちにもインプットされて良いと思う。少し気になったのが不登校の児童の場合、学校の化粧室に掲示されていても見られないため、1人1台タブレットを活用した広報の方法があれば検討していただきたい。

感想としては、5 ページの令和 5 年度の主な実績のところ、下から 2 つ目の、弁護士相談費用の補助の実績が 3 件と少ないと思う方がいるかもしれないが、ほとんどの高知県民の方は法テラスの無料相談制度を利用している。法テラスの制度を使えない方に、犯罪の被害に遭った上にさらに弁護士への相談費用を支払ってもらうことをしなくて済んでいるので、この制度を県が創設してくれて良かったと思う。高知県犯罪被害者等支援事業費

補助金制度でも生活資金や転居費用を助成するということは今までなかったことなので、本当に有り難いこと。被害に遭っても安心して高知県で暮らしていけるというセーフティネットができてるとのことだと思った。

こうち被害者支援センターは現在フル回転で業務を実施してくれている。先ほどメールでのやり取りについても意見があったが、被害者の方は電話に出られる元気な日もあれば、電話に出ることを負担に感じる日もある。電話は突然かかってくるし、出てみないと用件が分からず侵襲性が高い、元気な人にとってもエネルギーを要する通信方法である。SMSを活用して支援者と被害者がやり取りできるのは非常に有り難い。被害者支援に携わっている方々の給与体制が十分なものでないのでぜひ考えてもらいたい。

## 委員

事件が発生して被害者と加害者が生まれてから取り組むということは教育ではない。加害者も被害者も生まないという、予防がまさに人権教育の人権そのものだと考えている。被害者を守るということにエネルギーを集中すると、相手が変わって被害者が増えていくことになる。被害者の救済はもちろん必要であるが、加害者を生まないということがとても大事。加害者になる子どもたちは様々な背景がある。人を傷つけたりしなくてもいいような、幸せな気持ちが芽生えてくるまで、徹底的に寄り添うということがまさに教育の一番重要なところだと思う。

被害者の子どもたちには自分の命を自分で守るということを徹底し、嫌なことは嫌だと言える力を幼少期から付けていってほしい。加害者は何も言わない、嫌と言えない子どもを狙う傾向があるので、はっきり言える子には加害をしない。

しかし実際の教育現場では、事件が発生すると、「やられた方」と「やった方」に分けて、事実を聴取し、いい、悪い、マル・バツを付けて、加害者に謝罪を要求し、謝罪があれば終了となっているのが事実。教員にとって、教師の前でごめんなさいと謝罪をさせたので解決をしたという認識でも、子どもたちの中では全然解決してない。

気長に人権教育を実施することが本当に基本だが、特別な教材を学習すれば解決するというものでもない。一番辛い思いをしている子どもを中心に置いた学級の仲間づくりをしてほしい。高知県内の人権教育を、難しいことだと感じずに進めてもらいたい。

## 委員

昨年度の本会議で県下の市町村のうち「総合的対応窓口」の窓口表示をしている市町村が1件だと説明を受け非常に残念だと思ったが、その後どのような様子か教示してほしい。

## 事務局

今年度の市町村担当者会でのアンケート調査による結果では、昨年度の1件に加えて3市町が加わっているため全部で4市町村。

## 委員

30市町村はまだできてないということか。

## 事務局

そのとおり。

## 委員

引き続き努力してほしい。

## 会長

事務局には市町村への働きかけ、啓発等をお願いしたい。

また7年度の取組に向けては、犯罪被害者等支援施策の質の向上を図るため、関係機関との協議をお願いしたい。

## 3 その他

(1) 犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組の推進状況

(2) 地方自治体における犯罪被害者等支援の取組状況

## 事務局（県民生活課）

資料4 犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組の推進状況

資料5 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ（概要）

資料6 地方自治体における犯罪被害者等支援と取組状況についてを説明。

## 会長

国の推進会議の決定事項に基づく取組状況ということで、資料5で説明があったように、都道府県を中心とした多機関ワンストップサービス体制の構築、社会資源の有効活用と充実強化ということでDXの推進等が報告されたが、このDXの推進のところで、何かご意見はないか。

## 委員

メールでの相談について先ほど話があったが、相談業務はDXの推進で自動化しにくい分野がある。必要なのは、まずメール等のスキルで次に相談を受け入れる体制の強化、人材確保が重要だと思う。

別件になるが質問よろしいか。資料5の多機関ワンストップサービスの仕組みの例をまだよく理解できていないが、これがかえってややこしい仕組みになっている気がする。

現在実態としては、民間支援団体が中核となって活動していると思うが、目的とするワンストップサービスがうまく機能すればいいので、真ん中に新たな「コーディネーター」というものが入ってくることで個人的にはかえって複雑になり動きにくそうな気がする。どのようにお考えか。

## 委員

私もまだ仕組みについて十分に理解ができていないが、県からは、今後先進的な都道府県の取組を参考として検討していきたいと説明を受けた。この仕組みに、必ず民間支援団体が関わることになるが、前述してきたとおりセンター内の人材が十分に育成できていないので、様々な関係機関が関わるようになることでセンターの立ち位置が分からなくなると困るし、センターの負担が大きくなるのであれば、この多機関ワンストップ体制の構築を承諾できない。県から今後の方向性について具体的に分かりやすく説明があるまでは、民間支援団体としては待つしかないと思っている。

## 委員

これはあくまでも先進的な事例で、この形にこだわらなくても良いということか。

## 事務局

そのとおり。

## 委員

一番大事なのはコーディネーターをどなたが担うかということ。人材はすぐに確保できるものではないので、今活躍されてる人やこれから担う方がどのように機能すれば多機関ワンストップサービス体制の構築ができるのかを検討するのが重要。高知県は高知県で、一定独自の考え方で進める必要がある気がした。

## 委員

例えば、一家の大黒柱である父親が犯罪の被害に遭って死亡、または重傷病を負ったとする。この家庭に子どもがいれば、母親は治療等に付き添う必要があるためこれまでのように育児を担えないので、育児サービスの利用が必要であったり、犯罪の現場がご自宅であれば転居の必要がある。被害に遭った途端に市町村の住民サービスが必要になることが生じてくる。こういった場合、多機関ワンストップサービスの体制が構築出来ていなければ、民間支援団体の支援員が支援に当たったとしても、市町村の各窓口を訪問し、子育てサービスの利用申請をしたり、転居の手続きをしたり等様々な窓口で手続きをしていかなければならない。同時に捜査も進んでいくため、警察の対応等も必要になってくる。被害者に何度も話をさせるといのは非常に負担が大きいので、コーディネーターが情報集約をして、関係する部署を全て招集し、それぞれの機関で何ができてどのようなことが必要か等被害者の負担をなるべく軽減するために一括で話をして役割分担をする、そういった仕組み。

確かに高知県では、被害者支援センターがメインで被害者支援をやっているが、都道府県の総合的対応窓口にはコーディネーターを配置すれば、被害者支援センターにとっては負担軽減になると思う。

被害者の方からの相談や問合せが被害者支援センターへ来た場合、センターがこのケースは多機関の関わりが必要だと判断すれば、県のコーディネーターに呼びかける。県のコーディネーターは必要な機関に呼びかけ、一度に多機関を招集し支援の役割分担や支援のスケジュールリングをする、そんなイメージだと思う。

## 会長

地域の実情によってもやり方は違ってくるし、事務局からも一つの例示という説明があったので、本県の理想のワンストップサービス体制を構築するのであれば、関係機関との調整をしっかりとしてもらいたい。今の話を受けていかがか。

## 委員

資料の3-1にもあったとおり、市町村の課長会、担当者会を実施しており、大半の市町村職員が参加しているが、その場で特化条例制定という話はしているのか。

## 事務局

実施している。

## 委員

それにしては、県内の特化条例制定率 5.9%は非常に少ない。10 府県で市町村の制定率が 100%ということなので、首長に働きかけをしたほうが良ければ、年に 2～3 回は町村長が集まる会があるし、市長会という組織もあるので、その場に来て情報提供してもらってもいいのかなという気がした。

また、中土佐町と日高村が特化条例を制定してるということだが、何か理由があるのか。市町村名だけ見ると、前々町村会長が中土佐町で、前町村会長が日高村で、今の町村会長は津野町なので、そういったことも関係があるのか。また、その市町村が制定しなければならなかった理由等何かあるのか。

## 事務局

日高村の制定理由は不明だが、以前私が副部長の時に、県の補助金制度の関係で市町村の首長を訪問した際、中土佐町の町長とお話をしたところ、その場で条例を制定するとおっしゃっていただき、すぐに動いてくださり議会でも議決された。

担当レベルから話していくということは実務的には非常に大事なことで、その理解がないと幾ら条例を作っても機能しないという可能性もあるが、委員がおっしゃるように、同時にトップへのアプローチも必要になると改めて今お話を伺って思った。現在個別に働きかけしている部分があるが、全体としては、市長会や町村会での会合で情報提供させていただくことを検討していきたい。

## 委員

これだけ担当課長や担当者が参加していて、そういう投げかけをしているのに動かないのであれば、トップダウンのほうが早いと思った。

## 事務局

ご紹介いただいた機会も活用させていただき、県警察とも連携して取り組んでいきたい。

## 会長

行政同士でうまく調整していくと、本県の犯罪被害者等支援対策も一層の推進が図られると思った。

## 委員

資料 5 に、「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現」と表現があるが、この犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスというのは、性暴力被害者だけでな

く全ての犯罪被害者ということか。

### **事務局**

そのとおり。

### **委員**

この資料のポンチ絵のような体制をこれから検討していくということか。

### **事務局**

そのとおり。

### **委員**

理解した。

### **事務局**

先ほど委員からも意見があったが、都道府県に置くこととされているコーディネーターに関しては、その県の担当部署複数名で対応するという形や、コーディネーターを民間支援団体に委託する形等様々なパターンがあるので、本県にとってはどのような方法がいいのかをよく研究していきたい。

また、性暴力被害者支援センターの運営について、こうち被害者支援センターに委託しているが、そちらにも既にコーディネーターを設置しているので、その部分との調整等も図っていきたい。

現在、こうち被害者支援センターに委託している業務に負荷がかかることは考えておらず、様々な多機関とつながることで支援をしやすくなるということを考えている。支援がより早く良い方向に進めていけるような形のワンストップサービスにしていきたい。

### **委員**

センターの中には性暴力被害者支援のコーディネーターが1名在席している。一般犯罪については県に別のコーディネーターを置くとなると、センターがコーディネーター業務を受託するのは困難であるものの、どうしても制度が変わるときには負担なくして動き出すということはない。先ほどもお伝えしたとおり先進的な都道府県の実態を見て、センターや関係機関と意見交換をしながら、理想に近い多機関ワンストップサービス体制の構築ができるように努力してほしい。

## **会長**

多機関ワンストップサービス体制の構築を目指して、センターを含む関係機関と調整をしていっていただきたい。

### **(3) 被害者等の心情等の聴取・伝達制度について**

高知刑務所から情報提供

## **事務局**

以上をもって、令和6年度高知県犯罪被害者等支援推進会議を閉会。